

豊島区障害福祉サービス事業者等経営安定臨時支援金交付要綱

令和8年3月16日

福祉部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）における深刻な人材不足等に関し、事業者が安定した経営ができるよう人材確保支援を目的として、事業者に対し、予算の範囲内において豊島区障害福祉サービス事業者等経営安定臨時支援金（以下「支援金」という。）を交付する。この交付に関しては、この要綱において必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「事業者」とは、次に掲げる種別の障害福祉サービス等を行う者をいう。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者
- (2) 総合支援法第5条第19項に規定する地域相談支援又は計画相談支援、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援を行う者
- (3) 総合支援法第5条第28項に規定する地域活動支援センターを行う者
- (4) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う者
- (5) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童発達支援センターを行う者

(支援金の額及び回数等)

第3条 支援金の額は、前条の種別ごとに1事業者当たり15万円とし、交付回数は1回限りとする。

(支援金交付対象者)

第4条 支援金の交付対象者は、都立及び区立施設の事業者（指定管理者及び委託事業者を含む）を除き、令和7年12月1日に豊島区内に事業所又は施設を有し、東京都若しくは豊島区の指定を受けている者とし、かつ、申請時点においても業務を継続している者をいう。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、障害福祉サービス事業者等経営安定臨時支援金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）を区長に申請しなければならない。

- 2 前項に規定する申請は、この要綱の適用の日から区長が定める期日までに行わなければならない。

(交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めるときは、障害福祉サービス事業者等経営安定臨時支援金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第7条 区長は、支援金を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分に関し、既に給付金が交付されているときは、その返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、支援金の交付を受けたとき
- (2) 第4条に規定する要件を満たさなくなったとき
- (3) その他区長が不相当と認める事情が生じたとき

(関係書類等の整理保存)

第8条 事業者は、当該支援金対象事業に係る収支の事実を明らかにした帳簿を備え、当該収支に係る証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該支援金対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日より施行する。

令和 年 月 日

豊島区長 様

申 請 者

所 在 地

法 人 名

法 人 代 表 者

法人代表者の役職

担当者・電話番号

()

豊島区障害福祉サービス事業者等経営安定臨時支援金交付申請書兼請求書

豊島区障害福祉サービス事業者等経営安定臨時支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 事業者別申請内訳

番号	事業所番号	事業者名 (サービス種別)	住 所
1		()	豊島区
2		()	豊島区
3		()	豊島区
4		()	豊島区
5		()	豊島区
6		()	豊島区
7		()	豊島区
8		()	豊島区

別記第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

豊島区長

豊島区障害福祉サービス事業者等経営安定臨時支援金交付（不交付）決定通知
書

年 月 日付で申請のありました、豊島区障害福祉サービス事業者等経営安定臨時支援金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交 付

豊島区障害福祉サービス事業者等経営安定臨時支援金決定額

金 _____ 円

(交付の条件)

不交付

(理由)